

松前町の財政事情

平成29年度上半期の予算執行状況

平成29年度上半期（4月1日～9月30日）の予算執行状況をお知らせします。

一般会計予算総額は、9月末で102億9496万円（前年度に比べ3億182万5千円減（△2.8％）です。

▼予算執行状況

一般会計の予算執行状況は、収入額が48億8292万円5千円で、予算額に対する割合が47.4％、支出額が46億2264万円4千円で、予算額に対する割合は44.9％となっています。

特別会計、水道事業会計は、下表の通りです。

▼地方債などの現在高

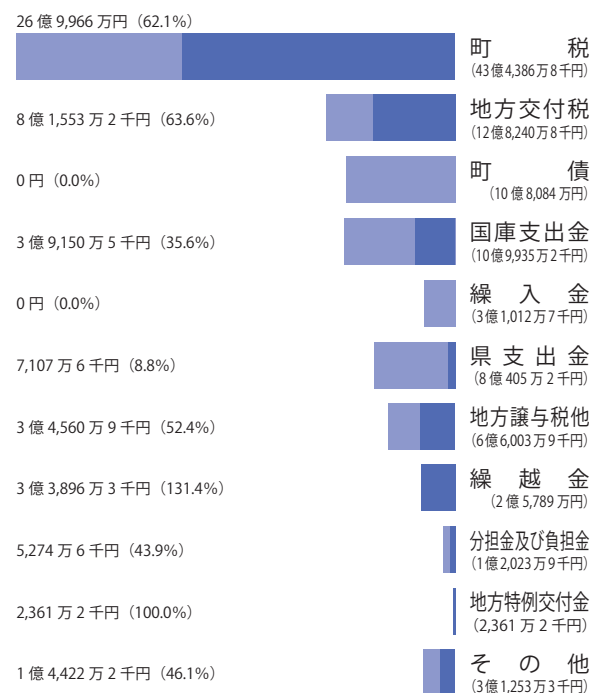
地方債などの現在高は、一般会計が105億7029万4千円、上水道事業会計が29億1209万6千円、公共下水道事業特別会計が46億5416万5千円となっています。

問 財政課財政係

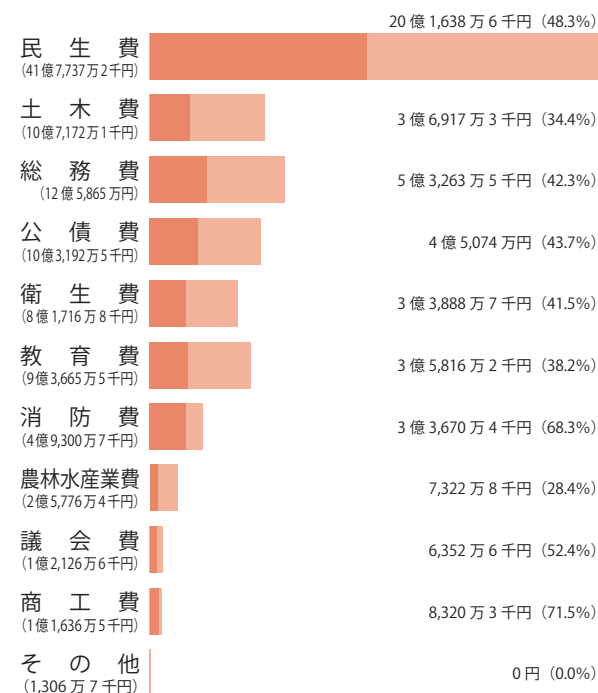
☎ 985-4101

■一般会計

収入額 48 億 8,292 万 5 千円（収入割合 47.4％）



支出額 46 億 2,264 万 4 千円（支出割合 44.9％）



※科目名の下の（ ）内の数字は予算額です。

■特別会計

（単位：千円、％）

区 分	予算額	収入済額	収入割合	支出済額	支出割合
国民健康保険	3,986,780	1,734,019	43.5	1,566,993	39.3
後期高齢者医療	435,201	190,934	43.9	172,394	39.6
介護保険	2,650,115	1,179,826	44.5	1,089,131	41.1
公共下水道事業	654,172	323,617	49.5	218,288	33.4

■水道事業会計（企業会計）

（単位：千円、％）

区 分	収入予算額	支出予算額	収入済額	収入割合	支出済額	支出割合
収益的収支	449,572	443,735	202,386	45.0	125,930	28.4
資本的収支	260,344	414,537	3,663	1.4	155,425	37.5

1月から8月まで

西公民館を一時移転します

耐震補強と改修工事のため、西公民館を一時移転します。

電話番号などの問い合わせ先は変わりますので、不明な点はお問い合わせください。

▼移転期間 平成30年1月から8月まで

※工事が完了しましたら、改めてお知らせします。

▼移転場所 旧松前保育所（筒井1326番地。義農公園の南側となります）

問 西公民館

☎・FAX 984-5313

国民年金の届け出を忘れずに

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満の全ての人が加入しなければなりません。

届け出は、加入するときだけでなく、下記の場合も必要です。届け出をしないと、年金額が少なくなったり受け取れなくなったりする場合もありますので、必ず届け出をしましょう。

支払いを口座振替にする場合は預金通帳と届出印を、免除申請する場合は離職票や雇用保険受給資格者証を併せて持参してください。

問 町民課住民係

☎ 985-4106

松山西年金事務所国民年金課

☎ 925-5175

届け出が必要なとき	持参するもの
20 歳になったとき (厚生年金、共済年金加入者を除く)	・印鑑 ・学生証（学生納付特例の申請者のみ）
退職したとき (厚生年金、共済年金加入者のみ)	・印鑑 ・年金手帳 ・健康保険資格喪失証明書
配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金、共済年金をやめたとき	・印鑑 ・年金手帳 ・健康保険資格喪失証明書

松前の防災力

総務課危機管理係
☎ 985-4103

平成29年台風18号に関する
災害対応等報告書を作成しました

松前町公式防災
フェイスブックページ



9月17日、松前町に最接近した台風18号に関する「災害対応等報告書」を作成しました。

▶目的 今回の災害対応の検証を行い、課題を把握して今後の災害に備えるため。

▶作成の背景 今回の台風では、一部地域に避難勧告を発令するなど、これまでの災害対応にはなかった状況が発生し、床上・床下浸水や道路冠水などの被害が発生しました。

▶内容 主に次の内容で構成

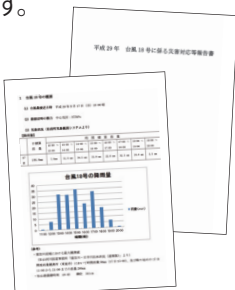
- ・台風の概要と気象警報など
- ・避難状況、応急活動、被害状況、復旧活動

▶報告書の閲覧場所

町のホームページ 役場3階総務課

▶最後に 災害対応は、役場や消防署など公的な機関だけでなく、地域や皆さんの協力が多いほど被害を抑えることができます。

この結果を踏まえ、今後、防災に関するさまざまな情報を発信していきます。一緒に学び、災害に強い町をつくっていきましょう。



平成30年4月から 国民健康保険の運用が一部変わります

平成30年4月から、国民健康保険の運用が一部変わります。

▼変更の理由 医療保険制度の財政基盤安定化、負担の公平化を図り持続可能な医療保険制度を構築することを目的に、法律が一部改正されたため。

▼変更の内容と各種手続き

県内市町の保険者に愛媛県が加わることから、下記三つの事項が変更となります。

下記事項は変更されますが、各種手続きは、今まで通り各市町が窓口となります。①②③は保険課窓口、④は健康課窓口で手続きをしてください。

- ①加入、脱退、異動などの手続き
- ②保険証の交付
- ③高額療養費、葬祭費や出産育児一時金などの給付手続き
- ④特定健診などの申し込み

●保険課医療保険係

☎985-4107

健康課保健センター係

☎985-4118

本年度の総合健診は残り2回です

本年度の健康診査、がん検診はお済みですか。まだ受けていない人は、必ず受けるようにしましょう。

【共通事項】

▼場所 福祉センター

▼対象者 平成29年4月以降に総合健診を受診していない人で、下表の対象者に該当する人

▼締め切り 1月12日（金）

▼申込先・問い合わせ

健康課保健センター係

☎985-4118

※日時などその他の事項は、下表の通りです。

●総合健診では、がん検診無料クーポン券を使用できます。

乳がん検診は満40歳の女性、子宮頸がん検診は満20歳の女性を対象です（年齢は29年3月末時点）。対象者には、6月末にクーポン券を送付しています。健康課に電話で申し込みの上、健診当日、クーポン券を持参してください。

●医療機関での特定健診は3月31日まで

松前町国保で、特定健診を医療機関などで受診する人は、2月28日までに、健康課に電話で申し込みください。

■ 1月19日（金） 9時～11時30分 ※電話申し込み可。

受診項目	対象者（年度末年齢）	料金
特定健康診査	松前町国保加入者	無料
健康診査	後期高齢者医療加入者 20 歳～ 39 歳の人、生活保護世帯	
乳がん検診	クーポン券対象者	
子宮頸がん検診		

■ 2月15日（木） 8時30分～11時30分 ※健康課窓口か広報10月号に同封の申込書を提出。

受診項目	対象者（年度末年齢）	料金	
特定健康診査	松前町国保加入者	無料	
健康診査	後期高齢者医療加入者 20歳～39歳の人 生活保護世帯		
前立腺がん検査	40歳以上の男性	1,000円	
乳がん検診	40歳以上の女性	1,600円	
子宮頸がん検診	20歳以上の女性	700円	次のいずれかに該当する人は無料。 ※③④⑤に該当する人は、それぞれ「確認書類」を持参してください。 ①70歳以上（昭和23年3月31日以前生まれ） ②昭和30年、昭和51年生まれ ③障がい者手帳1・2級該当者（療育手帳含む） ▶確認書類 障がい者手帳 ④生活保護世帯 ▶確認書類 福祉課発行の証明書 ⑤世帯全員が町民税均等割以下の人 ▶確認書類 税務課発行の課税証明書 ※発行手数料300円が必要です。 ※2月8日（木）までにマイナンバーカードなどを健康課窓口で提示した場合は証明書不要。
肺がん検診	20歳以上	800円	
大腸がん検診	40歳以上	400円	
胃がん検診	40歳以上	900円	
B型・C型肝炎セット	40歳以上で過去に検査したことがない人	400円	
B型肝炎		100円	
C型肝炎		300円	

1 加入者の資格管理

市町単位で行っていた加入者の資格管理を、県単位で管理します。

これにより、今までと取扱いが変更されるのは、下記の②と③に関する事項です。取扱いの変更による必要な手続きはありません。

県単位で管理

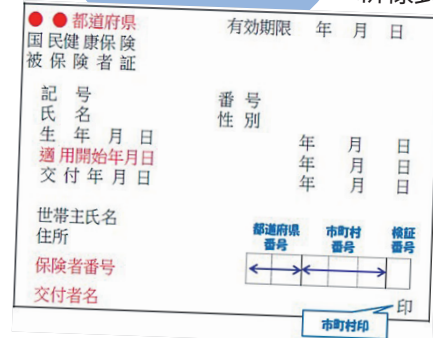
3 保険証の様式

新様式

保険証の様式が一部変更されます。

様式の変更は、30年8月からです。現在、お手元にある保険証は、期限まで継続して使用することができます。

様式を変更した後も、保険証の発行は、これまで通り各市町が行います。



2 高額療養費の多数回通算方法

高額療養費の多数回該当回数を、県単位で通算します。

そのため、県

内市町間で住民票を異動した場合でも、多数回該当回数が通算されることとなります。※多数回…12カ月以内に3回以上、高額療養費上限額に達した人は、4回目以降が多数回となり、上限額が変わり、減額されます。

平成30年度 放課後児童クラブ支援員・支援補助員募集

次の要領で放課後児童クラブ支援員と支援補助員を募集します。

【職種別募集内容】 下表の通り

【3職種共通事項】

▼勤務場所 松前小学校内、北伊予小学校南専用施設、岡田小学校東専用施設（岡田小学校内の場合あり）のいずれかの場所

▼年齢要件 18歳以上（平成30年4月1日時点）で、体力・健康に自信があり、地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない人

▼任用期間 30年4月1日～31年3月31日

▼任用決定 面接選考

▼面接日 個別に通知します。

▼面接場所 松前町役場内

▼申し込み方法 履歴書（写真添付の市販のもので可）の備考欄に「職種」「昼間の連絡先（携帯番号など）」を明記し、免許・資格証の写しか免許・資格取得見込証明書を添えて提出してください（郵送可）。

▼申込期間 12月4日（月）～12月28日（木）の8時30分～17時15分（土・日曜日、祝日を除く）必着

▼申込先・問い合わせ

〒791-3192

伊予郡松前町筒井631番地

松前町役場 福祉課児童福祉係

☎ 985-4114

職種	支援員	支援補助員1	支援補助員2
任用職種	嘱託職員	パート	
業務内容	町（福祉課）との連絡調整、支援員と支援補助員のシフト調整、児童の遊びの指導、学習活動の補助、生活指導など	児童の遊びの指導、学習活動の補助、生活指導など	
募集人数	20人程度	20人程度	25人程度
勤務日	①学校登校日の月～金 ②春、夏、冬休み ③土と小学校の繰替休業日 ※週5日程度の勤務	①春、夏、冬休み ②繰替休業日（年数回） ③その他（支援員と相談）	
勤務時間	①放課後～18時30分 ②③8時～18時30分の午前午後シフト制	8時～18時30分の5時間程度のシフト制	
免許・資格	次のいずれかに該当する人 ・教員免許（幼・小・中・高）か保育士資格、もしくは社会福祉士の資格を有する人 ・大学で社会福祉学・心理学・教育学・社会学・芸術学・体育学のいずれかを専修し卒業した人 ・高等学校卒業者が同等以上の資格を有し、児童福祉事業（放課後児童クラブ事業含む）に2年以上従事した経験のある人	高等学校か中等教育学校を卒業し、児童の育成と指導に熱意を持っている人 ※ 教員免許、保育士など左記資格を有する人歓迎	
報酬など	月額 87,400円（通勤手当なし）	時給 893円（通勤手当なし）	

水道メーター検針員募集

▼業務内容 検針機器での水道メーターの検針、文書配布など検針に関連する事務

▼検針区域（検針数は変更の場合あり）
・新立・宗意原・北黒田各地区の一部（約870カ所）

・神崎・塩屋の一部（約760カ所）

▼業務期間 毎月17日～23日の間

▼委託料 検針1件につき67円（税込）

▼委託期間 平成30年2月16日～3月31日（引継ぎ期間含む。以降、年度単位で更新）

▼募集人員 2人

▼募集期間 12月1日（金）～15日（金）8時30分～17時15分

※土・日曜日を除きます。
▼資格 ①～③を全て満たす人
①町内在住の人 ②18歳～60歳くらいで長期間の業務が可能なる人
③地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない人

▼申し込み方法 申込書と履歴書を窓口提出してください（郵送不可）。提出書類は返却しません。
※申込書は町ホームページからダウンロードできるほか、窓口で配布。

▼選出方法 書類審査後、1月に面接予定。詳細は別途通知します。

▼申込先・問い合わせ 上下水道課業務係

☎ 985-4133

新年賀のつどいを行います

新年が、町民の皆さんと町にとって素晴らしい年になることを願い、「新年賀のつどい」を開催します。

▼日時 1月4日（木）10時45分～12時（受け付け10時15分）

▼場所 文化センター 広域学習ホール

▼入場料 無料

☎ 985-4132



「まさき冬の文化祭」作品募集

毎年10月に開催している文化祭を、今年は「まさき冬の文化祭」と題し、2月24日（土）・25日（日）に日程を変更して開催します。

開催に当たり、出展作品を募集します。募集品目や規格は、これまでと変更ありません。個人やグループで、ぜひ出展してください。

▼募集品目・規格

日本画（軸表装か額装20号以内）

洋画（額装20号以内）

写真（4切以内、ワイド4切可）

書道（軸表装か額装半折以内）

短歌（色紙かけ）

俳句・川柳（短冊に限る）



絵手紙、人形、手芸、陶芸、その他
※作品は1人1点とします。

▼申込期間

12月4日（月）～12月26日（火）8時30分～17時15分

※土・日曜日、祝日を除きます。

▼申込先・問い合わせ

社会教育課生涯学習係

☎ 985-4135

平成30年成人式を行います

▼日時 1月7日（日）13時～（受け付け12時 記念撮影12時30分）

※記念撮影を先に行います。時間に遅れないように来てください。

▼場所 文化センター 広域学習ホール

▼内容 記念撮影、町長式辞、交歓会、抽選会など

☎ 985-4135



ひまわりバスに サンタがやってくる

ひまわりバスにサンタクロースが乗車して、子どもたちや高齢者に役立つ交通安全グッズをプレゼントします。ぜひ利用してください。

日時 12月25日㊿ 4便（役場前11時発）、7便（役場前15時発）

☎ 町民課コミュニティ係 ☎ 985-4228

11・12月は滞納整理強化期間

見逃しません
税金・保険料の滞納

県、県内の全市町と愛媛地方税滞納整理機構は
一丸となり、差し押さえを中心とした滞納整理活動
を強化します。

差し押さえまでの流れ

税金・保険料を滞納することは、納期限までに
納付している町民の皆さんとの公平性を欠くことにな
り、町民サービスに支障を来すことになります。

町では、催告に応じなかった場合は、公平性を保
つため、滞納処分(差し押さえ)を執行します。

平成28年度 町での差し押さえ件数(税金・保険料)	
預貯金	69件
保険	39件
給与・年金	38件
その他(不動産など)	53件
合計	199件

延滞金

町では、納期内に納付した人との公平性を保つ
ため、期限までに納められていない人に延滞金を徴
収しています。延滞金は、納期限の翌日から完納の
日までの日数に応じて、次の割合で計算された金額
を本税に加算して納付しなければなりません。

該当期間	納期限後1カ月以内	納期限後1カ月以降
平成29年中	2.7%	9.0%

滞納を放置しないために

●納付に関する相談はお早めに

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、
失業などのやむを得ない事情により、納期ごとの
納付が難しい人は、早めに相談してください。

①滞納発生



②督促状の送付



③催告書の送付



④財産調査

勤務先、金融機関、生命保険会社、取引先などへ財産
調査を行います。法律に定められているため、本人の承
諾は必要としません。



⑤財産差し押さえ

▶例(タイヤロック)



平成28年度 延滞金の収納額	
一般(町税・固定資産税・軽自動車税)	4,300,821 円
国民健康保険税	7,761,244 円
介護保険料	11,200 円
後期高齢者医療保険料	25,200 円
合計	12,098,465 円

●税金・保険料などの支払いは、便利な口座振替で

納め忘れを心配せず確実に納付できます。詳しく
は、お問い合わせください。

●税務課管理収納係 ☎985-4109(税金のこと)
保険課保険料係 ☎985-4227(保険料のこと)

年末年始のし尿くみ取り・ごみ収集

【し尿くみ取り】

年末年始は依頼が多く、混雑し
ます。早めに依頼しましょう。

松前清掃協同組合

☎985-0207

瀬戸衛生社

☎984-5134

第一衛生社

☎984-1169

大塚衛生設備

☎984-1925

松前衛生社

☎984-7981

【ごみ収集】

▼収集休み 12月31日(日) 1
月3日(水)

▼臨時収集 12月30日(土) 可
燃ごみ

▼年始 1月4日(木)の「可燃ご
み」から収集を開始します。

●町民課生活環境係

☎985-4117

12月21日～31日 年末の交通安全県民運動
年末の交通事故を防ぎましょう

この機会に、交通ルールを見
直し、思いやりと譲り合いの心
を持つて交通事故を防ぎましょう。

▼高齢者の皆さんへ

・道路を横断するときは、遠回り
でも横断歩道を利用し、左右の安
全を確かめてから渡りましょう。
・気分が悪いときは運転しないな
ど、体調に応じて運転しましょう。

▼車を運転する皆さんへ

・飲酒運転は犯罪です。飲酒運転
の危険性、悪質性、責任の重大性
を認識し「飲んだら乗らない」「乗
るなら飲まない、飲ませない」を徹
底しましょう。

・16時30分を目安に、早めのライ
ト点灯を習慣づけましょう。
・ライトは上向きが原則です。対向
車などがあるときは下向きにする
など、こまめに切り替えましょう。

▼自転車利用の皆さんへ

・ヘルメットや反射材などの着用、
ライト点灯を習慣づけましょう。
・「思いやり1.5メートル運転」や
「走ろう!車道運動」を実践し「シェ
ア・ザ・ロード」を心掛けましょう。

●伊予警察署

☎982-0110

町民課コミュニティ係
☎985-4228

歯を大切に

伊予歯科医師会監修



歯周病と全身の病気のお話

(1) 口臭のお話

恋人や孫から嫌われないために

口臭は自分では気付きにくく、やっかいですが、
その最大の原因は歯周病によるものです。

朝起きたときに臭う軽い口臭は、寝ている間に少
し口が渇くための生理的な臭いで、過剰に心配する
ことはありません。肝臓や胃腸の病気が原因のこ
ともありますが、一番強いのが歯周炎によるものです。

その臭いの元は、「歯と歯ぐきの境目の溝＝歯周
ポケット」に巣食う細菌の仕業です。溝が浅く、タイ
トに引き締まっていることで、ポケット内に繁殖す

る細菌の数が押さえられ、細菌が深く潜り込むバ
リアーとなります。そのバリアーが食生活の乱れや寝
不足、喫煙、ストレスなどで乱され、歯磨きがおろ
そかになると、またたく間に細菌がポケット内で増
殖し、臭いの元を増産してしまいます。

歯周病は、口の中の細菌が歯周ポケット内の粘膜
や血管に侵入して起こす感染症で、こうして起きる炎
症を歯周炎と呼びます。この歯周病原菌は、さか
んにたんぱく質を分解し、硫黄化合物と呼ばれる揮
発性のガスが立ち上り、これが大変な悪臭となります。

また、歯周炎が進むほど、臭いは強くなり、舌の
上にも細菌が移って舌苔^{ぜったい}と呼ばれる白い苔のよう
なものを作り、これも口臭の原因となります。

今回は、口臭を防ぐ方法についてお話します。